



今月のテーマ

廃棄物の該当性にかかる判断基準 5 項目

「おから裁判」に関連する考察

1. はじめに

「行政処分」の指針(令和3年4月14日付環境省令第2104141号)において、廃棄物が有価物であると認められるか否かの判断基準が5項目にわたり示されている。

- ①物の性状 ②排出の状況 ③通常の見取り形態
④取引価値の有無 ⑤占有者の意思

当指針では、これらの事項を「客観的状況から総合的に勘案して判断すべき」(総合判断説)としている。

2. 実際のところ判断できるのか?

各項目はそれぞれ合理的であり、納得できる内容である。しかし総合的に勘案して判断できる確定的な基準と言えるのだろうか?

なぜなら、総合的に勘案するのは個々人であり、排出者、処理業者、行政担当者などそれぞれ立場が異なれば、判断もそれぞれの立場で勘案することとなる。指針で示す5項目はバラバラな条件内容を示しており、それらを総合することには無理がある。5項目全体をもって判断基準とするのか、気に入った数項目だけをクリアすれば良しとするのか不明である。判断に悩むのではないか?

3. 廃棄物処理に関する概念には変化が

廃棄物処理法の前身の清掃法では、「廃棄物の衛生的処理」に重点が置かれていた。現行の廃棄物処理法は、当初は「生活環境の保全及び廃棄物の適正処理」。現在では「資源化リサイクル」に重点が置かれるようになった。時代の流れである。

小型家電リサイクル法や、プラスチック資源循環促進法など新たに成立した法律の多くは、資源化リサイクルを促進するための法律で占められている。

行政処分の指針で、廃棄物か有価物かの判断基準を5項目にわたり示しているが、その判断する基準の中に資源化リサイクルの要素を含める必要があるのではないだろうか。

4. 「おから」にかかる最高裁の判断

食料品のお豆腐を製造する事業所から発生する「おから」について、処理費を徴収して「おから」を回収していた廃棄物業者が無許可営業として有罪となった。

「おから」そのものは大豆から豆腐を製造する過程で豆乳を絞った際に残るかすである。「卯の花」の名前で食卓に上がる事や、家畜の飼料に混ぜて消費される事もあるが、その場合は有用物であり廃棄物には該当しない。

ところが有効利用される量は少なく、当該業者は「おから」を肥料の名目で山林に撒いていた。肥料効果が無いとは言えないが不法投棄とみなされても反論できない。

処理費を徴収して「おから」を引き取っており、その物が肥料化・飼料化など有用活用されないのであれば廃棄物処理であり、山林に撒けば不法投棄と見做されるのは当然です。

5. おわりに

最高裁は、「おから」は腐敗しやすく、大部分が無償又は逆有償にて引き取られる取引実態と処理費用を徴収して処理をしていた事実関係から、この「おから」は産業廃棄物の動植物性残渣であると判断した。この判決を出す根拠として前述の「廃棄物の総合判断説」を採用した。

最高裁が示したことで信頼性と説得力ある判断基準ではあるが、果たして実際に通用するのか懐疑的にならざるを得ない。

この判断基準は、都道府県の行政処分の立場を擁護するためのものであり、排出者又は処理業者が判断の拠り所とするには、少なからず違和感が伴うと思われる。

